

運送事業者に対する行政処分(令和4年5月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和4年5月16日	株式会社ヤマサ商事 (法人番号1110001018 467) 代表者大滝弥一	新潟県岩船郡関川 村大島1071番地	本社営業所	新潟県岩船郡関川 村大島1071番地	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和4年3月16日、監査実施。14件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条第4項)(2)乗務時間等 告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第 4項)(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務 (安全規則第3条第6項)(4)点呼の実施義務 違反(安全規則第7条第1～3項)(5)点呼の 記録義務違反(安全規則第7条第5項)(6)点 呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項) (7)乗務等の記録義務違反(安全規則第8 条)(8)乗務等の記録記載不備(安全規則第 8条)(9)運行記録計による記録義務違反(安 全規則第9条)(10)運行指示書の記載不備 (安全規則第9条の3第1～3項)(11)運行指 示書及び写しの保存義務違反(安全規則第9 条の3第4項)(12)運転者台帳の作成義務違 反(安全規則第9条の5第1項)(13)運転者台 帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項) (14)運転者に対する指導監督違反(安全規 則第10条第1項)	5	5
一般貨物	令和4年5月25日	株式会社大通 (法人番号8110001012 736) 代表者原庄司	新潟県新発田市舟 入町1-12-5	本社営業所	新潟県新発田市舟 入町1-12-5	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和3年12月15日、監査実施。1件の違反が 認められた。(1)点呼の記録改ざん・不実記 載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第5項)	6	6
一般貨物	令和4年5月30日	有限会社丸茂総業 (法人番号6030002062 303) 代表者並木我津史	埼玉県新座市栄5- 3-35	長野営業所	長野県長野市大字 大町字浅川原 1053-41	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和3年7月12日、監査実施。10件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施 義務違反(安全規則第7条第1、2項)(3)点呼 の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4) 点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5 項)(5)乗務等の記録記載不備(安全規則第 8条)(6)運行記録計による記録義務違反(安 全規則第9条)(7)運行指示書の作成義務違 反(安全規則第9条の3第1項)(8)運転者台 帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項) (9)運転者に対する指導監督違反(安全規 則第10条第1項)(10)特定の運転者に対す る適性診断受診義務違反(安全規則第10条 第2項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。